



熊本県公報

第13054号
令和3年(2021年)
8月20日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○予算の専決処分	(財政課) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(//) 3
○道路の区域変更	(//) 3
○道路の区域変更	(//) 3
○道路の区域変更	(//) 3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 4
○道路の位置の指定	(建築課) 4
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 5
○土地改良区の定款変更の認可	(//) 5
○土地改良区の定款変更の認可	(//) 5
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 5
○農用地利用配分計画の認可	(//) 5
○第1回第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会の開催	(企画課) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
○特定病院の認定	(障がい者支援課) 7
○応急入院指定病院の指定	(//) 7
○特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定	(//) 9
○三角港波多マリーナ指定管理者募集	(港湾課) 9
○熊本北部流域下水道指定管理者募集	(下水環境課) 11
○球磨川上流流域下水道指定管理者募集	(//) 13
○八代北部流域下水道指定管理者募集	(//) 14
○熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園指定管理者募集	(都市計画課) 16
○水俣広域公園指定管理者募集	(//) 18
○人吉都市計画被災市街地復興推進地域の決定(人吉市決定)	(//) 20

告 示

熊本県告示第727号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和3年(2021年)8月10日付けで専決した令和3年度(2021年度)熊本県一般会計補正予算(第9号)の要領は、次のとおりである。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和3年度熊本県一般会計補正予算(第9号)

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,557,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ936,435,981千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		206,980,788	6,118,146	213,098,934
	1 国庫補助金	155,069,553	6,118,146	161,187,699
2 諸 収 入		89,509,690	439,500	89,949,190
	1 雑 入	13,157,059	439,500	13,596,559
歳 入 合 計		929,878,335	6,557,646	936,435,981

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		123,883,532	6,557,646	130,441,178
	1 商 業 費	110,049,391	6,557,646	116,607,037
歳 出 合 計		929,878,335	6,557,646	936,435,981

熊本県告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字広崎字北原 519番3地先から 同所 519番17地先まで	37.6	社会資本整備総合交付金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)8月20日

熊本県告示第729号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市下河原字上鶴 700番1地先から 同所 662番8地先まで	144.2	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)8月20日

熊本県告示第730号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	阿蘇郡小国町大字北里字麻畑 523番1地先から 同所 523番1地先まで	前	19.1 ~ 25.0	41.0	災害復旧工事
			後	23.2 ~ 39.8		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)8月20日

熊本県告示第731号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	天瀬阿蘇線	阿蘇郡小国町大字黒淵字宅部 5347番1地先から 同所 5340番1地先まで	前	24.6 ~ 33.6	20.2	災害復旧工事
			後	24.6 ~ 37.4		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)8月20日

熊本県告示第732号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。
その関係図面は、令和3年(2021年)8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市北宮字北田 337番7地先から 菊池市赤星字福土 1626番地先まで	前	12.8 ～ 28.4	1292.5	防交安 (改築)
			後	24.8 ～ 46.9		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)8月20日

公 告

熊本県公告第587号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス阿蘇店
阿蘇市西町字西瀬戸口849番1の一部

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻: 午前10時 閉店時刻: 午後9時

(変更後) 開店時刻: 午前9時 閉店時刻: 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時00分から午前10時00分

午後9時00分から午後10時00分

(変更後) 午前6時00分から午後10時00分

(2) 変更の年月日

令和3年(2021年)7月29日

3 届出年月日

令和3年(2021年)7月28日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課

令和3年(2021年)8月20日から令和3年(2021年)12月20日まで

熊本県公告第588号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 築造者の住所 玉名市立願寺173番地1

2 築造者の氏名 株式会社かずやハウジング

3 道路の位置 玉名市秋丸字日出257番3の一部、同261番1、同262番5の一部、262番7の一部、262番8の一部並びに里道及び水路の一部

4 道路の幅員 6.00メートルから6.50メートルまで

5 道路の延長 68.63メートル

6 指定年月日 令和3年(2021年)8月4日

7 指定番号 熊本県指令北景建第125号

熊本県公告第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営天草中央南地区（宮地浦工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央南地区（宮地浦工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年（2021年）8月23日から令和3年（2021年）9月17日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第590号

熊本市に事務所を置く熊本市南土地改良区理事長村上義博から令和3年（2021年）1月14日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年（2021年）8月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第591号

天草市に事務所を置く楠甫土地改良区理事長堀洋一から令和2年（2020年）6月23日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年（2021年）8月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第592号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本238番ほか4筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永本	熊本市南区城南町丹生宮字佐敷54番2ほか10筆
高田 敬三	熊本市南区富合町田尻	熊本市南区富合町田尻字前田124番1ほか2筆
林 伸治	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字北宮下114番1
林 伸治	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字歌島431番
林 伸治	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字小木原328番1ほか1筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）8月12日

熊本県公告第593号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

する。
令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
新立 裕貴	葦北郡津奈木町津奈木	水俣市袋字永尾2208番157ほか5筆
山元 初代	葦北郡芦北町鶴木山	葦北郡芦北町大字鶴木山字松手1212番
宮石 一義	葦北郡芦北町鶴木山	葦北郡芦北町大字鶴木山字碓瀬1418番1ほか1筆
田代 美穂	葦北郡津奈木町岩城	葦北郡津奈木町大字岩城字浜平2636番1ほか7筆
株式会社しぶや	球磨郡湯前町下里	球磨郡湯前町字城久田3312番
前田 浩幸	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田丙字立野2726番
岩本 重秋	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田丁字向田1088番
岩本 重秋	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田乙字北永シ切1746番ほか4筆
尾方 要	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田丁字段ノ岡1141番
吉村 初義	球磨郡山江村山田甲	球磨郡山江村大字山田乙字久保田160番
谷川 安照	球磨郡山江村万江丙	球磨郡山江村大字山田甲字梅木486番
横山 浩	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字平良2063番1ほか3筆
横山 浩	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字宮ノ平3394番ほか1筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4629番
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字寒ノ平5677番ほか3筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字寒ノ平5680番
株式会社天松	上天草市大矢野町上	上天草市松島町内野河内字坂ノ下623番2ほか31筆

2 認可年月日
令和3年(2021年)8月12日

熊本県公告第594号

第1回第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会を次のとおり開催する。
令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
令和3年(2021年)8月27日 午後2時
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題
令和3年度(2021年度)政策評価等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、係員の指示に従って入室することができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企画振興部企画課戦略推進班
(電話 096-333-2019)

熊本県公告第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字古閑久保1572番の一部
1,612.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区黒髪五丁目4-2-1
野崎 良一

熊本県公告第596号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認めた。
令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

病院の名称	病院の所在地	認めた年月日
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115-1	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町馬水123番地	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで

熊本県公告第597号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により応急入院指定病院として次のとおり指定した。
令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
玉名病院	玉名市築地1452-3	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで

		24年)7月31日まで
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
有働病院	荒尾市万田475番地1	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
菊池病院	合志市福原208番地	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
菊池有働病院	菊池市深川433番地	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115-1	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
希望ヶ丘病院	上益城郡御船町豊秋1540番地	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町馬水123番地	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
松田病院	宇城市松橋町豊崎1962-1	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
あおば病院	宇城市松橋町萩尾2037-1	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
平成病院	八代市大村町720-1	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
八代更生病院	八代市古城町1705	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
光生病院	人吉市下原田町字西門1125-2	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
吉田病院	人吉市下城本町1501	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで
酒井病院	天草市本町下河内964番地	令和3年(2021年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日まで

熊本県公告第598号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。

令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115-1	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
希望ヶ丘病院	上益城郡御船町豊秋1540番地	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町馬水123番地	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	令和3年（2021年）8月1日から令和6年（2024年）7月31日まで

熊本県公告第599号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
三角港波多マリーナ（以下「マリーナ」という。）
 - (2) 場所
宇城市三角町波多字郷開2864番地115
 - (3) 施設の規模等
浮棧橋3基
駐車場面積 1,823平方メートル
 - (4) 施設の概要
長期使用浮棧橋2基、短期使用浮棧橋1基、入退場管理システム1式、防犯カメラ設備1式、駐車場、管理棟1棟、浄化槽1槽
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の利用調整及び管理に関する業務
 - (2) 施設の使用の許可に関する業務
 - (3) 施設の維持に関する業務
 - (4) その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 県内に本店及び支店を有すること。
- (3) 熊本県からの指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に加入していること。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に關する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手續

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 事業計画書及び収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない

事業者の場合を除く。）

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業

所を有する者については、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）に

ついて未納がないことの証明書

ケ 県内の本店及び支店に係る従業員名簿及び賃金台帳

コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、

役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

サ 「指定管理者からの暴力団排除に關する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴

シ 力団との関係の確認に關しての申立書

ソ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書の提出先

熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館12階）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2515 FAX 096-387-2461

(3) 提出期間

令和3年（2021年）8月20日（金）から令和3年（2021年）9月2

1日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までと

する。郵送の場合は、書留郵便により令和3年（2021年）9月21日（火）

の午後5時までに必着すること。

※電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。

(4) 提出部数

正本1部、副本9部

6 指定管理候補者の選定

令和3年（2021年）10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各

委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見

とし、最終的に県において選定する。

7 募集要項の交付

5の（2）に定める場所で、令和3年（2021年）8月20日（金）から9月21

日（火）までの間に、交付する。

8 説明会

(1) 日時

令和3年（2021年）9月2日（木）午前10時

(2) 場所

マリーナ管理棟内

(3) その他

説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の（2）

に定める提出先へあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。

イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

- オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 指定管理料金は、マリナーの維持管理に係る経費に充てる。
- (4) 指定管理者は、指定期間中における各事業年度（4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とする。）終了後において、378千円又は剰余金（各事業年度の総収入額が当該事業年度の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）から消費税及び地方消費税額を除いた額の50%に相当する額のいずれか高い額を、県に納付するものとする。
- (5) 問合せ先
5の(2)と同じ。

熊本県公告第600号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
令和3年（2021年）8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
熊本北部流域下水道（以下「流域下水道」という。）
- (2) 場所
熊本県熊本市北区鶴羽田町12番地の1ほか
- (3) 施設の規模等
- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ア | 全体計画処理面積 | 4,922ヘクタール |
| イ | 全体計画処理人口 | 227,500人 |
| ウ | 全体計画日最大汚水量 | 1日当たり113,160立方メートル |
| エ | 全体計画処理能力 | 1日当たり106,400立方メートル |
- (4) 施設の概要
終末処理場（熊本北部浄化センター）、中継ポンプ場、幹線管きょ接続点流量測定システムほか
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に本店及び支店を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受けており、かつ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関係法令に規定する資格者を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類

- 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
 - イ 事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 法人等が組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先
 熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班（県庁行政棟本館12階）
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間等
 令和3年（2021年）9月14日（火）から令和3年（2021年）9月21日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
 令和3年（2021年）10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 5の（2）に掲げる場所で、令和3年（2021年）8月20日（金）から令和3年（2021年）9月21日（火）までの間に交付する。
- 8 説明会
 (1) 日時
 令和3年（2021年）8月26日（木）午前10時
 (2) 場所
 熊本北部浄化センター
 (3) その他
 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の（2）にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適當と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
 (4) 問合せ先
 5の（2）に同じ。

熊本県公告第601号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
球磨川上流流域下水道(以下「流域下水道」という。)
 - (2) 場所
熊本県球磨郡錦町大字一武字平岩70番地の1ほか
 - (3) 施設の規模等

ア	全体計画処理面積	1,436ヘクタール
イ	全体計画処理人口	21,700人
ウ	全体計画日最大汚水量	1日当たり8,920立方メートル
エ	全体計画処理能力	1日当たり12,000立方メートル
 - (4) 施設の概要
終末処理場(球磨川上流浄化センター)、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
 - (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
 - (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に本店及び支店を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
 - (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録を受けており、かつ、下水道法(昭和33年法律第79号)その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
 - (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
 - (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア	指定管理者指定申請書
イ	事業計画書及び収支予算書
ウ	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ	法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ	申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ	申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
キ	労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。)
ク	納税証明書 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
ケ	その他知事が必要と認める書類 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や執

- 行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
 (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表
 団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
 (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先
 熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班(県庁行政棟本館12階)
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間等
 令和3年(2021年)9月14日(火)から令和3年(2021年)9月21
 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時ま
 でに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
 令和3年(2021年)10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、
 各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者と
 し、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 5の(2)に掲げる場所で、令和3年(2021年)8月20日(金)から令和3年
 (2021年)9月21日(火)までの間に交付する。
- 8 説明会
 (1) 日時
 令和3年(2021年)8月23日(月)午後1時30分
 (2) 場所
 球磨川上流浄化センター
 (3) その他
 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)
 にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適
 当と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため
 複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基
 づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に
 ついて説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定
 する。
 (3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
 (4) 問合せ先
 5の(2)に同じ。

熊本県公告第602号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
 八代北部流域下水道(以下「流域下水道」という。)
- (2) 場所
 熊本県八代市鏡町芝口11番割551ほか
- (3) 施設の規模等
 ア 全体計画処理面積 1,309ヘクタール
 イ 全体計画処理人口 30,900人
 ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり11,390立方メートル
 エ 全体計画処理能力 1日当たり13,600立方メートル
- (4) 施設の概要
 終末処理場(八代北部浄化センター)、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線

- 管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
 - (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
 - (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
 - 3 指定管理者の指定の期間
令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
 - 4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に本店及び支店を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による引当停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
 - (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録を受けており、かつ、下水道法(昭和33年法律第79号)その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
 - (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
 - (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
 - 5 申請の手続
 - (1) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。)
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体の役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
 - (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
 - (2) 申請書の提出先
熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班(県庁行政棟本館12階)
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2529
 - (3) 提出期間等
令和3年(2021年)9月14日(火)から令和3年(2021年)9月21日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
 - (4) 提出部数
正本1部、副本11部
 - 6 指定管理候補者の選定
令和3年(2021年)10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者と

し、最終的に県において選定する。

- 7 募集要項の交付
 - 5の(2)に掲げる場所で、令和3年(2021年)8月20日(金)から令和3年(2021年)9月21日(火)までの間に交付する。
- 8 説明会
 - (1) 日時
令和3年(2021年)8月25日(水)午後1時30分
 - (2) 場所
八代北部浄化センター
 - (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第603号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 熊本県テクノ中央緑地
 - ア 所在地 熊本県上益城郡益城町田原2081番1
 - イ 面積 5.0ヘクタール
 - ウ 施設の概要
 - (ア) 園路及び広場 園路、集いの広場、泉の広場、のびのび広場等
 - (イ) 修景施設 植栽、芝生、噴水、滝等
 - (ウ) 遊戯施設 ジャンブルジム、複合遊具(滑り台等)等
 - (エ) 便益施設 駐車場、便所、水飲場
 - (オ) 管理施設 管理事務所、機械室、照明施設、標識、案内板等
 - (2) 本妙寺山緑地公園
 - ア 所在地 熊本市西区花園6丁目1057番1
 - イ 面積 6.9ヘクタール
 - ウ 施設の概要
 - (ア) 園路及び広場 園路、階段等
 - (イ) 修景施設 植栽等
 - (ウ) 便益施設 駐車場、案内板
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 都市公園の維持及び修繕に関する業務
 - (2) 条例第3条(行為の禁止)及び条例第4条(利用の禁止又は制限)に係る利用者への啓発・指導に関する業務
 - (3) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に本店又は支店を有すること。
 - (3) 県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排

- 除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- ※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
- ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- イ 申請書の記名押印等については、すべての構成員が行うこと。
- ウ 5（1）ウからクまで及びケ（ア）・（イ）については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限るものとする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。また、代表団体が（1）から（7）までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は（2）を除くすべての要件を満たすことが必要である。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式1）
- イ 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園事業計画書（別記様式2）及び収支予算書（別記様式3）
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他知事が必要と認める書類
（ア）県内に本店又は支店に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
熊本県土木部道路都市局都市計画課（県庁行政棟本館11階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2521（内線6182）
- (3) 提出期間
令和3年（2021年）9月13日（月）から令和3年（2021年）9月21日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メールでの提出は認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
令和3年（2021年）10月中旬頃に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の配布
5（2）に掲げる場所で、令和3年（2021年）8月20日（金）から令和3年（2021年）9月21日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地見学会
(1) 熊本県テクノ中央緑地
① 開催日時

- 令和3年(2021年)8月26日(木)午前10時から
- ② 開催場所
熊本県テクノ中央緑地「のびのび広場」
- (2) 本妙寺山緑地公園
- ① 開催日時
令和3年(2021年)8月26日(木)午後1時30分から
- ② 開催場所
本妙寺山緑地公園「駐車場」
- (3) その他
現地見学会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加される者の氏名を指定管理者現地説明会申込書(別記様式5)に記入の上、令和3年(2021年)8月24日(火)までに電子メールで提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5(2)に同じ

熊本県公告第604号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 水俣広域公園
- ア 所在地 水俣市汐見町1丁目231番12号
- イ 面積 41.8ヘクタール
- ウ 施設の概要
- (ア) 園路及び広場 園路、潮騒の広場、海の広場、子供の広場、ふるさと広場等
- (イ) 修景施設 水鳥の池、竹林園、植栽、芝生、花壇、滝等
- (ウ) 休養施設 休憩所、ベンチ等
- (エ) 遊戯施設 複合遊具(ぶらんこ、滑り台等)、ロープジャングルジム、フィットネス遊具(うんてい、吊り輪等)等
- (オ) 運動施設 陸上競技場、テニスコート、グラウンドゴルフ場、多目的広場、野球・ソフトボール場等
- (カ) 教養施設 ナーサリー、展示室等
- (キ) 便益施設 駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗い場等
- (ク) 管理施設 管理事務所、機械室、照明施設、標識・掲示板等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 条例第5条第2項の有料公園施設の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園の維持及び修繕に関する業務
- (3) 条例第3条(行為の禁止)及び条例第4条(利用の禁止又は制限)に係る利用者への啓発・指導に関する業務
- (4) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に本店又は支店を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。

- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 貸金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。

- ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- イ 申請書の記名押印等については、すべての構成員が行うこと。
- ウ 5（1）ウからクまで及びケ（ア）・（イ）については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限るものとする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
また、代表団体が（1）から（7）までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は（2）を除くすべての要件を満たすことが必要である。

5 申請の手続

(1) 提出書類

- 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式1）
- イ 水俣広域公園事業計画書（別記様式2）及び収支予算書（別記様式3）
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他知事が必要と認める書類
（ア）県内に本店又は支店に係る従業員名簿及び貸金台帳
（イ）申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(2) 申請書の提出先

熊本県土木部道路都市局都市計画課（県庁行政棟本館11階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2521（内線6182）

(3) 提出期間

令和3年（2021年）9月13日（月）から令和3年（2021年）9月21日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メールでの提出は認めない。

(4) 提出部数

正本1部、副本9部（副本については、写しで可）

6 指定管理候補者の選定

令和3年（2021年）10月中旬頃に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。

7 募集要項の配布

5（2）に掲げる場所で、令和3年（2021年）8月20日（金）から令和3年（2021年）9月21日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。

8 現地見学会

- (1) 開催日時
令和3年（2021年）8月27日（金）午前10時30分から
- (2) 開催場所
水俣広域公園「公園管理事務所」
- (3) その他

現地見学会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加される者の氏名を指定管理者現地説明会申込書(別記様式5)に記入の上、令和3年(2021年)8月24日(火)までに電子メールで提出すること。

9 留意事項

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5(2)に同じ

熊本県公告第605号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により人吉市から人吉都市計画被災市街地復興推進地域の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和3年(2021年)8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫